

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 3 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	平成 2 7 年 6 月 2 5 日 (木) 午前 9 時 3 0 分～ 1 1 時 3 5 分
開 催 場 所	市役所 3 0 1 会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：河津座長、長田副座長、野崎委員、吉富委員、栗原委員、高橋委員、小谷委員、堀越委員、若杉委員、佐藤委員、加藤委員、藤崎委員、木下委員、大平委員、小川委員 欠席者：なし 事務局：健康福祉部長、地域福祉課長、避難行動要支援者計画担当課長、地域福祉課主査（地域福祉グループ）、地域福祉課主任（地域福祉グループ）、コンサルタント（2名）
報 告 事 項	(1) 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について (2) 第 2 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他
議 題	(1) 地域福祉計画の素案（第 1 章～第 3 章）の検討について (2) 地域福祉計画の素案（第 4 章）の検討について (3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 第 2 章の「障害者福祉」について、所管課と調整し、障害者手帳所持者だけでなく、自立支援医療利用者についての記載を追加する。 発達障害及び高次脳機能障害に加えて難病に関するコラムの記載に向けて内容を検討する。 障害者差別解消法の施行に伴う所管課の取組内容について、可能であれば本計画への記載を検討する。 (2) 「自助・公助・共助」について、コラムを設け、「近助」についての記載を追加する。 各個別のコーディネーターについて、取組内容を整理し、市としてのコーディネーターの在り方を引き続き検討する。 自治会に対する補助の表現について、補助金に頼らず活動すべきとの意見を踏まえて、表現を検討する。 「地域における交流の場・機会の確保」における内容について、高齢者、障害のある人だけの例示にならないよう、ニーズがある方たちすべての交流となるように表現を検討する。 市民や事業者にできることにおける表現について、行政計画に適した表現を引き続き検討する。 権利擁護に係る内容について、市民にも虐待に対する通報義務がある旨記載するよう検討する。 地域福祉計画の素案（第 4 章）における新規事業の検討については、次回懇談会にて行うこととする。 (3) 次回の開催日は、6 月 2 5 日 (木) 午前 9 時 3 0 分からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局)	※ 議事進行前に事務局から配付資料の確認が行われた。 報告事項 (1) 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について【説明要旨】（参考「資料 1 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）」） ● 「第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）」については、資料 1 のとおりである。修正などがあれば、本日から一週

間程度を目途に事務局までご連絡いただきたい。修正があれば修正の上、会議録（要旨）を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第11条及び第12条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。

(2) 第2回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について

【説明要旨】（参考「別紙 第1章 計画の基本的事項（修正）」）

- 前回の懇談会にて、委員の皆様から指摘があった箇所については、主に計画の位置付けについてである。

まず、第四次地域福祉計画の位置付けについては、第三次地域福祉計画に引き続き各種保健福祉計画と横断的に連携を図る役割を担う計画としての位置付けを踏襲しつつ、各個別計画では補えない隙間を埋める計画として策定することを前回提案させていただいたところであるが、委員の皆様より、社会福祉法に定める地域福祉計画はあくまでも各個別計画の上位に位置するものであり、全体の基本理念、共通の方針を持ち、それぞれの計画だけでなく計画外のものや市民の活動についても共通の理念を尊重して進めていこうというのが地域福祉計画であるとの意見をいただき、再検討すべき旨の指摘があった。

こちらについては、座長と調整させていただき、その後6月22日に開催された、職員で構成する策定委員会で検討したので報告させていただく。

本日配布した資料「別紙 第1章 計画の基本的事項（修正）」の2ページのとおり、計画の位置付けの図を修正させていただき、文言としては、「各種保健福祉計画を包括し、横断的に連携を図る役割を担う計画として策定します。」と変更させていただきたいと考えているので、報告させていただき、ご理解いただければと考えている。

次に、2点目は、「第1節 計画の基本的事項」の内容について、精査して修正すべき旨の指摘があった。

こちらについては次の議題で皆様に審議いただきたいと考えている。

【主な意見等】

- （座長） 計画の位置付けの図については、今回資料の内容は前回よりは進んだものになっていると考える。私としては、今回はこれではないと思うが、何か意見等はあるか。
- 特になし。

(3) その他

- 特になし。

【主な意見等】

- 特になし。

議題

(1) 地域福祉計画の素案（第1章～第3章）の検討について

【説明要旨】（参考「別紙 地域福祉計画の素案（第1章～第3章）へのご意見」）

- 素案の内容については、前回の会議で説明させていただき、時間の関係で審議が途中となっていたので、委員の皆様には引き続き審議をお願いしたいと考えているが、審議に入る前に委員の皆様から連絡票によりいただいた意見を、本日配付させていただいた資料「地域福祉

計画の素案（第1章～第3章）へのご意見」としてまとめさせていただいたので、前回配布した資料（素案）とあわせて説明する。

委員からいただいた「第1章 武蔵村山市の現状」の「第1節 計画の基本的事項」において、自殺・ホームレス・家庭内暴力等の細かい内容にとらわれずに、少子高齢化や自営業の減少といった大きな流れを記載してはどうか、また、「東日本大震災」を「東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故」と記載してはどうかとの意見を参考に、別紙「第1章 計画の基本的事項（修正）」3ページのとおり修正している。

次に、前回資料13ページの生活保護世帯数の推移について、平成22年度以後の数値はあまり変動がないため、NPO法人数の推移と同様に平成12年度の数値をいれてはどうかとの意見を参考に、第三次地域福祉計画においては、平成12年度のNPO法人数および生活保護世帯数の状況を記載していることから、今回も同様に10年前の平成17年度状況の記載を検討している。

次に、21ページの市民活動への支援の記載内容について、近年市民によるボランティア（自発的）な活動への記載変更を提案されたので、委員の意見を反映できるよう修正案を検討している。

次に、29ページの障害者（児）の状況では、精神障害者の人数カウントについて、第三次地域福祉計画同様、自立支援医療者数も表に入れてはどうかとの意見を反映できるよう数字の取扱い等について所管課に確認しており、入れることで調整している。

同様の箇所27～30ページにあたる障害者福祉については、手帳の種別のみを取り扱うのではなく、発達障害や高次脳機能障害等の内容についても記載する等の配慮が必要ではないかとの意見を反映できるよう前回計画同様、発達障害等の内容を盛り込むよう、記載方法等について検討している。

次に44ページ「市民意識調査結果」（三者比較表）「3 福祉に関する制度や事業等について」の「(10) 災害時要援護者登録名簿について」の内容について、平成13年度から災害時要援護者名簿を作成して緊急時の連絡体制の整備に努めてきたとの記載があるが、市民意識調査では、7割の市民がその制度を知らないと回答している。この状況を所管課はどのようにとらえているのかとの意見であるが、市の考えとしては、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴い、「避難行動要支援者名簿」に名称が変更され、名簿の作成が義務化されている。所管課としては、今後も引き続き制度の内容について周知を行い、対象者だけでなく広く一般にも認知されるように広報を行っていきたいと考えている。

次に52ページ「第3章 計画の基本的な考え方」から、「第1節 計画の基本理念と基本視点」の「2 基本視点」において、市民と事業者と市では、何を第一義に置くかはそれぞれであり、そもそもの立ち位置が違うことを前提とするならば、「同じ目線で」よりも「同じ方向を目指して」あるいは、「同じゴールを目指して」の方が適切ではないかとの意見について、市としては委員の意見を反映できるように、「同じ方向を目指して」に変更する方向で検討している。

以上が、委員の皆様より寄せられた意見とそれに対する市の考え方となっているので、引き続き審議いただきたい。

【主な意見等】

○（座長） それでは、まずは、「第1章 第1節 計画の基本的事

項」の所から扱うこととするが、何か意見等はあるか。

- 以前の資料からどこが変わったか教えてほしい。
- まず内容の1行目「経済社会の変化による地域社会の変容と人々の意識が変化してきたことが大きく、」の部分。次に、3段落目の「…更に原発事故の被災による影響から現在も避難生活を強いられている状況があり、」という部分、そして、4段落目の「…第一次産業の農家や商店等の自営業者の減少とともに非正規雇用労働者の増加…」の部分修正しており、その他、細かい文言についても修正を加えている。
- (座長) 特に意見等はないか。無ければ、先ほどの一覧資料の方に移りたいと思う。

29ページの話題は、以前からよく聞かれる議論で、手帳所持者に限定して人数をカウントしてしまうと正確な精神障害のある人の実態は分からず、「自立支援医療(精神通院)」の利用者数も併せて載せてほしいということ。現在、所管に確認中とのことだが、できればその方向で対応していただきたい。

27～30ページの件は、現行計画にある「発達障害」や「高次脳機能障害」についてのコラムを、新しい計画でも継承してもらいたいとの意見かと思う。
- 現行計画32ページのような内容の記事を、どういった見せ方にするか一番わかり易いかということは別の問題だとしても、新計画でも掲載していきたいと考えている。
- この質問は私なのだが、市役所へは、これらに加えて難病の内容も含めて記載して送っている。障害者総合支援法では含まれているので、難病も含めた新しい計画のコラムをまとめていただきたい。
- (座長) 日本の障害者人口は全体の5%程度だが、国際的には10%程度が普通である。これは日本が長い間戦争をしていないという理由もあるが、一方でまだ内部障害の一部などで制度に組み入れられていないものがあるという原因もあり、課題が含まれている。そういった事も含めて書いていただければいいのではないか。
- 来年の4月からいよいよ障害者差別解消法が施行になるが、これによって障害のある人への対応の仕方は、全く変わってくるのではないかとさえ考える。対応のあり方、合理的配慮が誠に重要になってくるのではないか。本当は、先ほどの冒頭のページでも少し入っていると良い。
- 内容を確認し、必要に応じて第2章「第1節 地域福祉の現状」の「(8) 福祉教育・学習」、またはこれから審議いただく「第4章 基本計画」に、現況や所管課が行う具体的な施策・事業等を入れていくことができれば具体的な取組内容を記載していきたい。
- 障害者の等級について、27ページでは手帳の等級が6級までだと書いてあるが、15級とか、もっと細かくなかったか。以前から制度が変わったのか。
- 等級については、以前から変更はない。
- (座長) 障害の種別によって、1～6級まできちり在るものもある一方、1級・3級…などと飛んでいるものもあったかと思う。

(2) 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について

【説明要旨】(参考「資料2 第4章 基本計画」)

- 本日お示しさせていただく「第4章 基本計画」については、第1回策定懇談会の際に委員の皆様より指摘のあった現行計画の進捗状況

の報告を中心に作成している。ページ数も多いことなので、現行計画の進捗状況の報告と新たに加筆させていただいた部分等を中心に説明をさせていただくので、ご了承いただきたい。

それでは、資料2「第4章 基本計画」、13ページ「第1節 みんなが参加しているまちづくり」について、第四次地域福祉計画においては、基本的なつくりは第三次地域福祉計画と一緒にさせていただくが、今回の計画からめざす地域像（地域のすがたと変更しているが）の前に現況を記載し、その現況を改善し、計画の基本目標の実現に向けて①市が行うこと、②市民にできること、③市内の事業者にできることの取組を推進することで、めざす地域のすがたの実現を目指していく形に変更している。

なお、新規事業については、次回までに整理し、お示しする予定である。また、事業の中には、第四次地域福祉計画で削除するものも含まれているためご了承いただきたい。

まず、「第1節 みんなが参加しているまちづくり」については、身近な地域や家庭で安心して暮らしていくためには、公助や自助だけでなく、地域の皆が参加して支え合える福祉のまちづくりが必要となる。昨年行った市民意識調査によると、9割の市民が地域の主な活動主体として期待されるボランティアやNPO活動を現在行っていない状況となっている。

この状況を改善し、めざす地域のすがたである「1 さまざまな地域福祉活動や交流が活発に行われているまち」ほか2つの地域のすがたを実現するための取組の方向として「1 さまざまな地域福祉活動や交流の推進」（14ページから16ページまで）、「2 地域福祉活動の基盤の強化」（17ページから18ページまで）、「3 活動団体のネットワークづくりの推進」（19ページから20ページまで）を記載した。

次に【主な事業】の進捗状況について説明する。なお、数値目標が達成されている事業については、説明を割愛させていただくのでご了承いただきたい。

まず、15ページ、ボランティア・市民活動センター登録ボランティアの充実（個人・団体）については、平成26年度数値は、三次目標の数値を達成していないが、その理由としては、指定管理者の変更に伴った登録者の整理等が挙げられる。所管課より、数値目標を上げることより実際にアクティブに活動を行っている登録者の質の方が重要であるため、今後は数値を目標としないとの回答をいただいている。

次に、19ページの市民活動団体のネットワーク化の推進については、団体が集まって会議を行うだけでは、ネットワーク化は考えられないことから、今後は、ボランティア・市民活動センターの事業として、年に1回、見本市（仮称）を開催し、実行委員会形式による活動団体のPRするお祭りを実施していきたい旨の回答をいただいている。

続いて、21ページをお開きいただきたい。

「第2節 連携・協働しているまちづくり」については、地域における多様な福祉ニーズに対応するためには、現在活動している団体が連携・協働するだけでなく、福祉を担う人材の育成や、相談体制の整備等が必要となる。

市民意識調査によると、今後活動を広げていくために必要なことについては、気軽に相談できる窓口を設置することを多くの市民が望んでいる状況となっている。

そのため、多様な福祉ニーズの解決や地域活動の発展に向け、めざす地域のすがたである「福祉の担い手が育ち、きめ細やかな福祉サービスが実現し、研修やボランティア講座など福祉教育が充実しているまち」（ここの充実の後の「推進」は資料の記載ミスであるため、削除していただきたい。）ほか2つの地域のすがたを実現するための取組の方向として「1 福祉教育の推進と担い手の育成」（22ページから24ページまで）、「2 福祉サービス充実の基盤づくり」（25ページから26ページまで）、「3 相談体制・情報提供の充実」（27ページから29まで）、「4 保健・医療等の推進」（30ページから33ページまで）を記載した。

【主な事業】の進捗状況については、まず、23ページ特別支援学校と市内小・中学校の交流では、平成26年度数値は平成21年度の数値を下回っているが、その理由としては、双方の行事の精選などを理由として、直接交流の機会は減少傾向にあり、平成32年度は5校を目標としていきたい旨の回答をいただいている。

次に、28ページの権利擁護センター（仮称）の設置については、こちらは、私ども地域福祉課が所管する事業であるが、権利擁護センターの在り方について、再度検討する必要があるため、現在は設置できていないが、今後方針について決定していきたいと考えており、平成32年度までには設置を目標とした。

次に、32ページの特定健康診査の実施、特定保健指導の実施については、必要性を感じない人が多いのではないかと考えられるため、目標値を下回っており、引き続き32年度に向けて目標を設定していく旨の回答をいただいている。

続いて、34ページをお開きいただきたい。

「第3節 安心・安全なまちづくり」については、住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らしていくためには、防犯・防災対策の実施だけではなく、公共施設のバリアフリー化等福祉に配慮したまちづくりが必要となっている。

市民意識調査によると、地区の中で安心して暮らしていくために地区組織等に期待する活動内容については、災害が起きた時の対応が最も多い回答となっている一方で、災害時要援護者名簿登録制度の認知度は、1割を下回っており、誰もが安心して地域で生活を送ることができるように、避難行動要支援者に対する方策を整備することが喫緊の課題となっている。

そのため、めざす地域のすがたである「バリアフリー化・ユニバーサルデザインが実現し、外出支援や住民のだれもが安心・快適に外出することができるまち」ほか2つの地域のすがたを実現するための取組の方向として「1 福祉のまちづくりの推進」（35ページから36ページまで）、「2 安全・安心のまちづくりの推進」（37ページから39ページまで）、「3 支援のための制度の周知等」（40ページから41ページまで）を記載した。

【主な事業】の進捗状況については、36ページ、ノンステップバスの導入促進では、財政的な事情を理由に、現状全11台中6台の導入となっており、引き続き、全てのバスへの導入を行っていきたい旨の回答をいただいている。

続いて、42ページをお開きいただきたい。

「第4節 自立を促進するまちづくり」については、地域の誰もが働くことのできる環境づくりを進めるためには、関係機関と連携して各種の相談に対応しながら、就労の支援や自立促進を図っていくこと

が必要となっている。

市民意識調査によると、日常生活の中で日ごろ困っていること、悩みを感じていることについては、「将来の生活について」が最も多い回答となっている一方で、生活困窮者自立支援制度の認知度は、2割を下回っており、生活困窮者の把握に努めるとともに、市民の悩みごとに対する相談体制の強化及び就労等を支援することが課題となっている。

【主な事業】の進捗状況は、こちらは全て目標値を達成しているため、説明を割愛させていただく。

以上、雑駁ではあるが、第4章の説明とさせていただきます。

冒頭でも申し上げたが、本日お示しした4章は、現行計画の進捗状況を図ることを中心に作成しているため、新規事業等については現時点では掲載していない。【主な事業】の記載の精査なども含め、次回皆様にお諮りする予定であるので、ご理解いただきたい。

【主な意見等】

- (座長) 委員の皆様から何かあるだろうか。私からは、数値目標についての表の中で、平成26年度の欄と三次目標平成27年度は順番を入れ替えた方がわかり易いと思われる。
- 最終的な素案では、このようではなく、平成21年度と三次目標の列は無くした形で掲示していくので、ご理解いただきたい。
- 13ページに関連して、「自助・公助・共助」という表現があがっているが、このうちの「共助」というのが、隣近所での支え合い・助け合いの意味の言葉としてはイメージがわかりにくいと感じる。昨年聴いた防災システム研究所・山村所長の講演の中で強調されていた語句で「近助(きんじょ)」というのがあり、防災隣組としてわかり易いと思ったので、何とか計画にこの言葉を入れられないものだろうか。
- (座長) 「共助」が表現する範囲にはいわゆる社会保険といったものまで含んでおり、かなり広い範囲をカバーする言葉であるため、地域におけるちょっとした支え合いなどを指す表現として山村所長の考え方には大いに賛成できるのだが、「近助」という表現そのものをいきなり記載するとやはりすぐには理解が難しそうだ。「共助」等に関するコラムを作ってもらうことが可能ならば、「近助」についてもそこで説明して盛り込んでいけるといいのではないかと思う。
- 時々議論に出てくる市の福祉区分、福祉エリアのこととも関連すると思うが、今出た「近助」という概念を具体的に体現するものが、本市の自治会やその下の各班ということになるのではないか。
- ただ、自治会でやろうとすると、現在その加入率は約23%で殆ど加入しておらず、逆に「ちょっと荷が重い」役割ということになると思う。一方で防災等の観点から言うと、これは自治会に入っているとかいないにかかわらず必要なことということになり、その際には向こう三軒両隣の考え方・仕組みが重要になってくる。
- (座長) なかなか難しい問題だ。そして、向こう三軒両隣と言うと、年配の方などは戦前の表現を想起され、嫌なイメージを感じられるということもあるかも知れない。行政の計画でその表現をしていくのは、少し難しさがあるかも知れない。
それと、地域における取組を実際に進めていこうと思ったら、17ページに出てくるような「サービスのコーディネーター」が必要だと思うが、実態として誰かがそれを行っているのか伺いたい。

- 部分的には「ボランティアセンター」が行い、サービスニーズのある人とボランティア等の提供する人をつないでいる。ただ、同センターは「市民活動センター」と一緒に運営しているので、福祉だけに特化できている訳ではないということがある。福祉の拠点ではない。
- (座長) 「めざす地域のすがた」で「コーディネート機能の充実」とあるが、前書きのところにある平成20年度に国が作った委員会の中でも「コーディネーターを置いて」ということが出ていたように思う。誰か具体的に地域でコーディネートしてくれる人を作らないと難しいのではないかと思う。コーディネーターが活躍している事例はあるか。ボランティアセンターではどうか。
- 登録してもらっている既存の個人ボランティアの人を中心に対応できる人を探して、実際に活動を行っている。ただ、現在はボランティア市民活動センターで実施していて福祉拠点ではないので、なかなかそれだけのためのコーディネートに特化するというのは少し難しい。
- 介護保険の改正で平成29年度までに生活支援コーディネーターを設置しないといけないとなっているが武蔵村山はまだできていない。そういう生活支援コーディネーターとは別なのか。
- (座長) おそらく別だと思われる。この「めざす地域のすがた」で言っているのは、既存の個別にやっているコーディネーターのことではなくて、もっと幅広くコーディネートするような機能のことだと思われる。ここに記載しているコーディネーターについては、具体的なイメージがあるわけではないということか。
- 記載したように、ボランティアやNPO法人をコーディネーターとして考えている。歳出面等を含めての話にもなるのでどの部分というより、もっと幅広い話になると思う。
- (座長) それぞれの事業ごとにコーディネーターはいるはずだが、もっと幅広く、市民全体のニーズを結び付けるようなものが考えられるのかというのが課題であると思う。
- コーディネーターと聞いて思い出すのは、まちづくりのコーディネートをしている山崎亮という建築家である。コーディネーターとはまちづくりと強く結びついていると思うのでなかなか難しいことだと思う。
- (座長) まちづくりまで行くと利用者や担当者などを結び付けたりと壮大な計画になってくるので、それをリードする人材がいるかどうか。コーディネーターが必要というのは共通認識のようだが、従来のコーディネーターが個別に動いているだけでいいのか、もう少し具体的に考えた方が良くはないか。今日のところは宿題にさせていただくということではよろしいか。市の策定委員会でも話し合っていたきたい。
- 承知した。
- NPO法人数が現在20数法人あるとのことであるが、武蔵村山にどんな活動している団体があるかということが見えていないということがあると思う。知らなければ自分がリタイヤした時に参加しようと思わないと思う。
- (座長) NPO法人の活動をまとめた一覧のようなものはあるか。
- ホームページに掲載している。
- あったとしても自分で探そうというのはなかなかやらない。
- (座長) そうだとすれば、そういう情報を理解していてボランティアをしたいという人の相談に乗るといってもコーディネーターの役割なのかもしれない。

- 13ページについて、「現在活動している」と回答しているのは8.4%、「以前活動していたが、現在はしていない」が12.0%ということで、せっかく活動をしていたのに現在は活動していないという現状が表れていると思う。また活動環境を整えたいとの意向も書いてあり、19ページ「(1) 地域福祉活動団体等への支援」の内容にも「活動の場づくり」とある。現在市ではどのような活動環境を整えているのか。
- 現在は協働推進課で所管している事業であるが、事業内容にもあるようにボランティア・市民活動センターに登録する団体相互間のネットワーク化に向け、グループミーティングの回数を充実させ、活動の活性化を支援するという状況である。
- 現在ボランティア活動をしている。19ページに研修等の支援とあるが、私も研修を受けたことがある。しかし研修を終えても活動の場を提供してもらえず、自分たちで探さなければならない。市でもそうした場を供与していただきたいし、地域包括支援センターや関係機関などに橋渡しをしていただけると活動しやすいと思う。
- 今おっしゃった研修というのは具体的にどのようなものか。
- 介護予防リーダー養成講座というものである。この講座は現在で5年目を迎えているが、2期生以降は満足に活動できていない状況である。
- おそらく3期生の皆さんまでは私たちのボランティア団体として、ボランティア市民活動センターに登録していただいて講座等にも参加していただいているのだが、活動の場というのは紹介できていない。
- (座長) 研修を実施しただけでおしまいという行政の仕掛けに問題がある気がする。研修を受けた人が協力できるものがあるならそれを活用する仕組みまで行政が一緒になって考えていかないと首尾一貫しないと思う。その辺りも踏まえて確認していただきたい。
- 所管課に問い合わせ確認する。
- 私の経験から述べさせていただくと、活動の場づくりは自分で行うものだと思う。自分が今やりたいことは何かということと照らし合わせて、ボランティアの内容や活動の場を考えた方が良いと思う。今度中原の方で新たに交通弱者の方たちを中心として市内の移動がもっと良くなるように移動支援事業を始めるのだが、今までなかったことを始めるということも含めて活動の場づくりだと考えている。自分で必要な内容を考え、あきらめないで活動を続けていくことで場はできていく。
- (座長) 両方必要であると思う。市民でもパワーのある方とそうでない方がいらっしゃる。私が気になるのは全体の表現である。市民や事業者にできることの部分で「～しましょう」というのは僭越だと思う。「～ができる」というところで抑えた方が良いように思う。
- 私も同意見である。市の立場としては市民に協力を求めるのであれば、お願いするのが筋であると思う。
- このような表現になった経緯としては、前回の計画をつくった際にも一般市民の方を交えた懇談会があり、市民の皆様が自分たちに向けて「～していきましょうね」と呼びかけ合うというものであった。しかし、市が作成する計画であるので、我々が市民の皆様に呼びかけていると捉えられ得るということも理解できるので、前回の経緯を皆さまにご理解いただいた上で今回は表現を変えたいと思う。
- (座長) その意味では、社会福祉協議会が作る市民活動計画ならばその表現で良いかと思うが、これは行政計画である。表現の経緯につ

いてはコラムにするのが良いか。やはり要らないかもしれない。

- 同意見である。
- (座長) では全体を通じて意見のある方はいらっしゃるか。
- 14ページの「市が行うこと」の「(4) 自治会に対する各種補助金を交付し」について、補助金をもらおうとどうしても補助金頼みになってしまう。しかし自治会というのは本来、自分たちが自主的に活動するために作っている会なので、実際は補助金をいただいている有難いのだが、この表現であると、これからはずっと補助金を交付していくという風にとれる。将来的には補助金なしでも十分やっていけるような自治会活動をしていきたいと思っているので、こちらの表現は検討いただきたい。
- 委員の話聞いて大変うらやましく思った。補助金を有効に使うことができる状況というのは非常に恵まれていると感じる。というのも、私たちのような小さなボランティアグループは補助金がない。社会福祉協議会から補助を受けて2年間活動してきた。自治会ばかりでなく、ボランティア団体にも市から助成をしていただきたい。当団体は参加者に高齢者が多いので会費を取って運営するというのはなかなか難しい。1か所の会費でみると少額でも、会員が複数の団体に所属している場合が多く、全体としては個人の負担分は多くなり、参加したいが参加できないという声もある。
- (座長) ボランティアは利益の分配はないけれども実費の中のある部分については、助成を受けてもいいのではないかと思う。またよく聞くのが、活動の拠点や借りる場所がないという問題である。そうした面について何らかの支援があってもいいのではないかと思う。「(4) 自治会に対する各種補助金を交付し」については、ボランティアの場合でいうと、補助金がある場合も無い場合もあるということによるか。
- 詳細は協働推進課に問い合わせ確認する。社会福祉協議会でボランティア団体の発足時に5年間、年間1万5千円程度の支援を行っている。
- (座長) 協働推進課で何らかの原理原則を以って補助金を交付しているのであれば、それについてお聞かせいただきたい。
- 老人会は高齢福祉課から会員数に応じて毎年補助をもらっている。補助金の在り方について明確に定めたほうが良いのでは。
- 自治会は自治会費を納めており、補助のみで運営しているわけではない。
- (座長) 活動の拠点や活動資金への補助を市がどれほど行うことができるかについてどのように成文化するか継続して検討する必要がある。
- 14ページ「(2) 地域における交流の場・機会の確保」について、高齢者や障害のある人がスポーツを楽しみながら体力の増強を図るとあるが、「増強」できるのはスポーツを楽しめる身体機能がある方に限られるため、限定がある気がする。知的や精神の障害のある方だと可能だが、身体障害であると参加することが難しいと思われる。障害者スポーツというものがあるので、それについて内容に取り入れていただければ、障害のある人への理解も深まると思われる。
- (座長) 体力の増強というと限定されるということだが、ここは高齢者や障がいのある人は例示であるだけで、これらの人に限らない。子育て家庭や孤立しているお母さんでもいい。この例示が適切かどうかということである。

- この障害の関係については障害福祉課で、障害者計画・障害福祉計画という個別の計画をつくっており、それらの計画とこの地域福祉計画との整合性を取る必要があつてのことである。どこまでの範囲を地域福祉計画に載せられるのかということについては所管課と調整しながら、また個別の計画の内容を確認しながら検討していきたい。
- (座長) むしろここは総論であるので、高齢者や障害者に偏った印象は良くないのではないかと思う。子どもや家庭も含めてすべてのニーズがある方たちのお互いの交流について記載したほうが良い。地域福祉計画は縦割りではない計画だということが前提なので、高齢者、障害のある人だけの例示にならないように気を付けていただきたい。世代間交流など幅広い書き方もできる。
- 第4節だけ市民ができることというのが記載されていない。42ページの自立を金銭的なものと捉えるのであれば、市と事業所のみの記事も理解できるが、見方を変えると市民ができることもあるのではないかと思うので考えていただきたい。2点目は40ページの「3 支援のための制度の周知等」について、現行計画策定以降に障害者虐待防止法が施行されており、「(4) 虐待防止ネットワークの充実」でも記載していることと思うが、一般市民の方に何が虐待なのかというところを周知していかななくてはならないと感じているので、そのあたりの記載をしていただきたい。また、41ページ市民にできることの「一人ひとりが権利擁護の意識を高めましょう」に含まれているかもしれないが、通報義務があるということも何らかの形でお知らせしたほうが良いのではと思う。できることとしては、市内には多くの施設があると思うが、ボランティアや見学を積極的にしていただきたい。外からどう見られているかということ把握していただきたい。できていない部分を指摘していただくということは施設としても必要なことである。いろいろな方に施設に来ていただくということを加えられないかと思う。
- (座長) 大変重要な指摘をいただいたと思う。検討していただきたい。虐待関係であれば、通報義務については、意外と知られていないということがあるので記載したほうが良い。施設内虐待についても人が訪れる機会を設け、施設を密室化しないということが大切である。
- 40ページの新規事業の内容には成年後見制度のことが書かれているが、ここには虐待のことは書かなくてよいのか。権利擁護センターの設置であるなら、虐待のことも関係してくるのではないか。
- (座長) 「(4) 虐待防止ネットワークの充実」では高齢、障害、子どもそれぞれの虐待について載っているが、ここにはいろいろと事業があるのではないか。例えば、子ども家庭支援センターも児童虐待の予防のために動いている。事務局の方で高齢、障害、子どもそれぞれの事業について確認していただければと思う。
- 21ページの現況で「活動を広げていくために必要なこと」では「気軽に相談できる窓口を設置する」が39.4%で最も多い。自分で活動の場を開拓できる人というのは少数派だと思う。漠然とやりたいという気持ちがある人の背中を押すには場を提供することが大切であると思う。
- (座長) そのためにボランティアセンターというのがあるのだが、それでもなおということであれば、どのような工夫が必要になるかを考えなくてはいけないと思う。提供する側がもっとアクティブにならなくてはならない。
- ボランティアの前提として自発性があると思うが、自分で手を挙げ

	<p>るだけでなく、こちらから呼びかけて参加してくれるというのも多い。声掛けを積極的に行おうと思う。</p> <p>○（座長） 日本人はシャイな傾向があるので、「勝手にやってください」となると次からは参加を辞める人もいます。漠然とやりたいと感じている人たちをつなぐ仕組みがないと気持ちがあってもなかなか継続しない。</p> <p>(3) その他</p> <p>【説明要旨】（「資料6 第4回地域福祉計画等策定懇談会の日程について」）</p> <p>○（座長） 次回の懇談会の日程については、8月5日（水）午前10時と6日（木）午前10時が候補に挙がっているが、都合が良い日程に挙手をお願いしたい。</p> <p>○（5日に多くの挙手があった。）</p> <p>● それでは次回は8月5日（水）午前10時からでお願いしたい。</p> <p>○（座長） それでは、次回も事前に意見はいただくということで進めたい。これで議事を終了する。事務局の方から何かあればお願いしたい。</p> <p>● 意見があればお寄せいただき、反映できるように考えていきたい。</p> <p style="text-align: right;">- 以上 -</p>
--	---

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公開 <input type="checkbox"/>一部公開 <input type="checkbox"/>非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 []</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： <u>0</u> 人</p>
-------------------------	---

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開示 <input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/>非開示（根拠法令等：)</p>
<p>庶務担当課</p>	<p>健康福祉部 地域福祉課（内線：154）</p>

（日本工業規格A列4番）

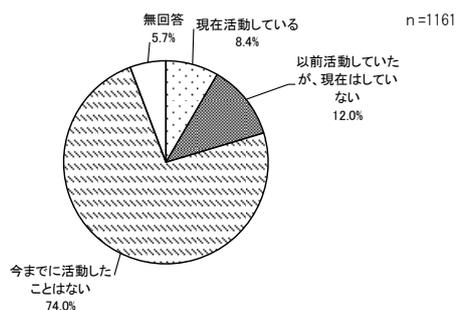
第 4 章 基本計画

第1節 みんなが参加しているまちづくり

■現況

身近な地域や家庭で安心して暮らせるためには、公助や自助だけでなく、社会変容により必要な支援を、共助や互助となる地域の皆が参加して支える福祉のまちづくりが必要となっています。

【ボランティア、NPO活動の経験】



市民への調査によると、地域の主な活動主体となっているボランティアやNPO活動の経験については、今まで活動したことがない市民と以前活動していたが現在していない市民を合わせ、9割近くが活動していない現状があります。

しかし、地域に期待され必要とされている活動が求められており、市民自らが地域貢献の充実感などを得られるとともに活動しやすい環境を整えていく必要があります。

(参照：「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書 平成27年3月」より)

○めざす地域のすがた

- 1 さまざまな地域福祉活動や交流が活発に行われているまち

- 2 地域福祉活動団体などの活動環境が整い、自主的な活動が盛んに行われ、活動の場や機会、活動のための情報等が整備されており、支援を必要とする人と活動者を結び付けるコーディネート機能が充実していて、ボランティア団体・NPO法人のメンバーや個人ボランティアが活動しているまち

- 3 活動団体間のネットワークが確立され、連携した活動が盛んに行われているまち

1 さまざまな地域福祉活動や交流の推進



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 広報・啓発活動等の推進	主体的にまちづくりに関わっていかうとする市民の意識を更に高めるために、広報誌やホームページ、SNS等を活用した広報・啓発活動を推進します。また、音声コード、活字文書読上げ装置等のメディアの活用も含めて、保健福祉などに関する情報を提供していきます。	[秘書広報課] [健康福祉部全課]
(2) 地域における交流の場・機会の確保	高齢者が身近な小学校で児童や地域行事を通じて住民と交流し、また障害のある人が地域住民とともにスポーツを楽しむ等、世代をこえ誰もが参加できるよう地域における福祉を中心としたさまざまな交流の場・機会の確保を図ります。	[健康福祉部全課]
(3) ボランティア活動の推進への支援	ボランティア・市民活動センターをボランティア・市民活動の総合拠点と位置付け、市民自らがサービスの担い手として積極的に地域と関わっていけるよう、福祉部門においては地域包括支援センターなど関係機関と連携し、市民の参画を更に推進していきます。	[協働推進課] [高齢福祉課]
(4) 市民の発想を生かす市制運営と自治会活動及び加入促進の支援	市民の自発的な活動に基づく提案・提言を市政運営に生かす場として、協働事業提案制度を促進し、市民との協働によるまちづくりを推進します。 また、自治会活動への各種補助金の交付などにより、自治会が自主的な活動により活性化が図れるよう、魅力ある自治会づくりを支援します。	[協働推進課]
(5) コミュニティ意識の醸成	コミュニティづくりを推進するため、市長を先頭に、職員がまちへ、現場へ積極的に出向く職員地域担当制の充実を図るとともに、ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実をめめます。	[協働推進課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	協働事業提案制度の提案団体数	5団体	10団体	協働推進課
	(内容) 市民の自発的な活動に基づくまちづくりへの提案を市政運営に生かし、市民との協働によるまちづくりを推進する制度として、その提案する団体数の増加を目指します。			
新規	地域みんなでまちづくり会議の設置数	4区域	9区域	協働推進課
	(内容) 地域の課題等について検討し、自主的にコミュニティ活動の活性化を図る場として、地域みんなでまちづくり会議の充実を図ります。			



市民（地域住民）にできることの検討

- 自分のまちの福祉関連情報に、“自分にも関係のあること”として興味を持って接する。
- 地域にあるさまざまな生活課題・問題を各自が“自分自身の問題”として受け止め、その解決・改善のために何ができるのかを考える。
- 今まで培ってきた知識や経験をいかして、地域で活動する。
- 自治会に加入するなど、身近な人たちとの関係を築く。



市内の事業者（所）にできることの検討

- 学校等で取り組む福祉教育の機会に積極的に協力し、子どもたちや高齢者などとのふれあいの機会をつくる。
- ボランティア休暇制度の導入など、社員等がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努める。

【コラム】

■公助・共助・互助・自助について

地域の課題に対しては、公的な支援や個人の取組だけでなく、地域の助け合いや支え合いが重要であり、「公助」、「共助」、「互助」、「自助」の役割を適切に発揮することが問題を解決することにつながります。

「公助」とは、相互扶助制度（共助）だけでは足りない課題に対し、行政が税金を財源とする福祉サービスを行うことです。

「共助」は、介護保険をはじめとする社会保険制度により、医療や介護などのサービスや金銭給付を行う相互扶助の仕組みであり、市民と行政が協働することでもあります。

「互助」とは、地域の住民同士で個人が解決できない問題を助け合うことです。（住民同士が日常的に見守り助け合う仕組みを作ることが重要であり、隣人の絆を深め地域で最も身近な助けとして、向こう三軒両隣の必要な力を「近助」とする考えもあります。）

「自助」とは、防災面でみると「自分の命は自分で守る」という自らの意志で生きるという精神にもとづいており、日常的には日頃の問題を個人の努力や家族、さらに自費による民間サービスを含めた取組により問題にならないよう気をつけ、または解決することであり、あらゆる活動における自らの根本的な考え方となります。

公 助	共 助	互 助	自 助
<ul style="list-style-type: none"> 行政による福祉サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険をはじめとする社会保険制度 制度的な助け合いの仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の住民同士で個人が解決できない問題を、助け合うこと 隣人の絆を深め、地域で最も身近な向こう三軒両隣の助け合い（近助） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の努力 家族や民間のサービスを利用した問題の解決

2 地域福祉活動の基盤の強化



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 福祉活動の場の提供	コミュニティ施設について、無休化などを推進するとともに、高齢者や障害のある人、子どもたちなど全ての地域住民に開放し、身近な活動の場を提供します。また、多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、指定管理者制度の導入などを推進し、適切な管理運営体制の確保に努めます。	[企画政策課] [地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [子ども育成課] [子育て支援課] [健康推進課]
(2) 福祉活動推進のための情報の提供	ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者など、さまざまな主体が地域福祉活動を行うに当たり、より効果的な活動ができるような情報提供に努めます。	[協働推進課] [健康福祉部全課]
(3) コーディネート機能の充実	地域における利用者のニーズに応じた効果的かつ効率的な福祉サービスの提供を図るため、関係機関との連絡調整や協力依頼などサービスのコーディネートを今後も継続していきます。また、地域全体で、事態が深刻になる前に問題を見つけ、迅速に対処できるような仕組みを協働で確立し、支援の必要な人の地域生活を共に支えていきます。	[協働推進課] [健康福祉部全課]



市民（地域住民）にできることの検討

- 各種のボランティア活動に積極的に参加する。
- “シルバー世代”や“団塊の世代”の方々の持つ能力・技術及び経験を地域で生かす。



市内の事業者(所)にできることの検討

- ボランティアの受入れ、連携に努める。

3 活動団体間のネットワークづくりの推進



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) 地域福祉活動団体等への支援	活動に関する情報や活動の場の提供を進めるとともに、活動の自主性・主体性を尊重しながら、活動の場づくりや研修等への支援を行います。	[健康福祉部全課]
(2) 地域福祉活動団体間の連携強化の促進	ボランティア・市民活動センターを中心として、ボランティア団体や個人ボランティア、NPO法人等が連絡・調整を行いお互いに協力し合うことにより、ボランティア・市民活動がより活発・効果的に行われるよう、連携の強化・促進を図り、更に地域福祉活動を推進します。	[協働推進課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
新規	市民活動見本市（仮称）の開催	未実施	年1回	協働推進課
	(内容) ボランティア・市民活動センターに登録する団体相互のネットワークを強化し、NPO法人等の活動の活性化を支援します。			



市民（地域住民）にできることの検討

- 地域福祉活動団体等は、他の団体との交流・連携に努める。
- 自治会の活動については、子どもから高齢者まで全ての人を対象とした行事を取り入れるなどして、加入者にとって魅力的な内容にしていくよう努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

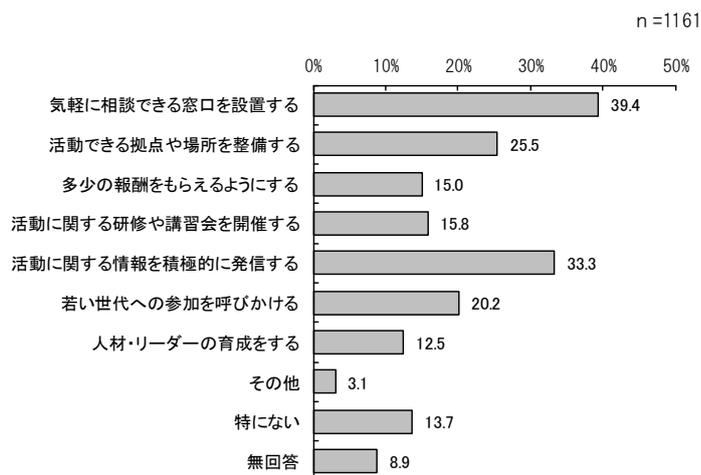
- 社内のボランティアサークルは、ボランティアセンターに登録し、積極的に他のサークルとの交流・連携に努める。

第2節 連携・協働しているまちづくり

■現況

地域における多様な福祉ニーズに対応するためには、既存の活動団体が連携・協働することに加え、福祉を担う人材の確保や育成、相談体制の整備や充実した情報提供が必要となっています。

【活動を広げていくために必要なこと】



市民への調査によると、今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なことについては、気軽に相談できる窓口を設置することが約4割を占めて最も多い回答となっております。

そのため、活動団体への支援も含めた多様な福祉ニーズの解決を図るための相談体制を整えていく必要があります。

(参照：「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書 平成27年3月」より)

○めざす地域のすがた

- 1 福祉の担い手が育ち、きめ細やかな福祉サービスが実現し、研修やボランティア講座など福祉教育が充実推進しているまち
- 2 福祉サービスについての苦情があったとき、利用者が気兼ねなく相談できる窓口が整い、情報提供の充実しているまち
- 3 保健・医療・福祉のネットワークが確立され、効果的なサービスの提供が実現しているまち

1 福祉教育の推進と担い手の育成



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) 福祉教育・福祉学習の推進	<p>市内小・中学校における福祉教育の充実に努め、小さい頃から施設訪問、体験学習等を行ってノーマライゼーションや「地域福祉計画」の理念等が成長とともに身に付くよう図ります。</p> <p>今後、副籍制度により特別支援学校と小中学校の児童生徒が交流を図る中で、地域への理解と受け入れ等の交流も図り、次世代の人材育成を図れるよう支援します。</p> <p>また、成人に対しては、講座や啓発講演会を開催するなどして生涯学習の一環として福祉学習を推進します。さらに、社会福祉協議会が行う各種福祉講座や各年代層に合わせた体験学習等を支援してその充実に図り、住民の意識の向上を図ります。</p>	[教育指導課] [文化振興課] [地域福祉課]
(2) 交流教育の推進	<p>高齢者施設、都立村山特別支援学校、保健福祉総合センター（市民総合センター内）等への訪問を行い、体験活動や講話を通して、子どもたちと高齢者や障害のある人との相互の交流を進めます。</p>	[教育指導課]
(3) 福祉人材の確保・養成	<p>地域におけるきめ細やかな福祉サービスを実現するため、介護保険制度や障害福祉の制度による福祉サービス事業者の参画の支援・促進と、ホームヘルパーなどの福祉人材の確保を図るとともに、今後とも、人材の養成・研修の促進を行います。</p>	[高齢福祉課] [障害福祉課]
(4) ボランティアの確保とNPO法人などの参画促進	<p>市民（地域住民）・事業者（所）・市の三者協働による地域福祉推進のため、ボランティア講座、ボランティアの人材育成などをボランティア・市民活動センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関が連携して実施し、福祉の担い手の確保を図ります。</p> <p>また、NPO法人等の設立支援・助言、人材養成支援などを行い、市民活動を促進する中で、地域福祉活動への参画も促進します。</p>	[協働推進課] [高齢福祉課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	特別支援学校と市内小・中学校の 交流	3校	5校	教育指導課
	(内容) 都立村山特別支援学校の児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒がさまざまな体験活動を通して交流を進めます。			

【コラム】

■副籍制度について

副籍制度は、都立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する本市の児童及び生徒が、居住地域等の市立小学校・中学校に副次的な籍（副籍）をおいて、市立学校と直接的または間接的な交流をすることにより、その居住地域とのつながりを維持・継続することで、将来、地域との関わりを持つことを目的としています。

平成19年度からの実施制度で、これまで対象児童・生徒に学校だよりや学校行事の案内などを配布するとともに、行事や学級活動、小学校における英語活動等を通して、交流及び共同学習を行っています。

今後、都立特別支援学校コーディネーターと副籍校の特別支援教育コーディネーター等を構成員とした連絡組織の設置を検討する等、副籍制度の充実を図る必要があります。

(参照：「第三次武蔵村山市特別支援教育推進計画」より)



市民（地域住民）にできることの検討

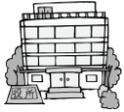
- 社会福祉協議会主催の行事に参加するなど、積極的に交流するよう努める。
- 学校での福祉教育の経験などをいかし、地域において困っている人に気軽にちょっと手を貸すなど、ボランティア活動に積極的に参加する。
- ボランティア市民活動センターが主催する夏体験ボランティアなどに積極的に参加する。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 地域福祉の向上のため、社員等に研修を行うなど、意識の啓発に努める。
- 各団体等の活動についての情報提供に努めるとともに、活動においてボランティアの受入れ、連携に努める。

2 福祉サービス充実の基盤づくり



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) サービス提供基盤の整備	<p>福祉サービス事業者の市内への参入を支援・促進し、利用希望者が多様なサービスの中から自分に合ったものを選択して利用することのできる基盤の整備に努めます。</p> <p>特別養護老人ホームの待機者及び保育所の待機児の解消を図るため、その基盤の整備に努めます。</p> <p>また、障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるようグループホームの整備に努めます。</p>	[高齢福祉課] [障害福祉課] [子ども育成課]
(2) 福祉サービスの提供	<p>介護保険制度に基づくサービスや高齢者や障害のある人のためのサービスを提供するとともに、その内容の充実に努めます。</p>	[高齢福祉課] [障害福祉課]
(3) 地域包括ケアシステムの体制整備	<p>高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図ります。</p> <p>また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、地域包括支援センター等に、地域ニーズの把握や既存資源を活用しながらサービス開発を行う生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制の整備を図ります。</p>	[高齢福祉課]
(4) サービス情報提供の推進	<p>市報やホームページなどを活用し、福祉サービスの内容などの情報を積極的に提供します。</p>	[秘書広報課] [健康福祉部全課]
(5) サービス評価の促進	<p>福祉サービス事業者による提供サービスの自己評価を促進します。</p> <p>また、福祉サービス事業者の第三者評価制度について広報・周知活動を行います。</p>	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [子ども育成課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
新規	在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の設置	—	1か所	高齢福祉課
	(内容) 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図るため、(仮称)在宅医療・介護連携支援センターを設置します。			
新規	生活支援コーディネーター	—	4人	高齢福祉課
	(内容) 地域包括支援センター等に、地域ニーズの把握や既存資源を活用しながらサービス開発を行う生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制の整備を図ります。			
充実	福祉サービス第三者評価への助成	3事業所	4事業所	高齢福祉課
	(内容) 認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設が行う福祉サービス第三者評価への助成を行います。			



市民（地域住民）にできることの検討

- 利用者の視点でサービス評価に参加する。
- ボランティア団体やNPO法人などに参加するなど、福祉サービスの充実に協力する。



市内の事業者（所）にできることの検討

- 市内中学生の職場体験などの依頼を積極的に受け入れる。
- 安心してサービスを利用できるように、苦情解決責任者等を配置するなど、利用者からの苦情への適切な対応に努める。

3 相談体制・情報提供の充実



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 相談窓口の充実	日常生活におけるなやみごとは、各課に係る複合的なもの、制度の狭間にあるもの、対応する部署が不明確であるものなどがあり、こうした市民の多様な相談に積極的かつ総合的に対応するために市民なやみごと相談窓口を設置し、相談者の課題の解決の支援を実施します。	[地域福祉課]
(2) 苦情相談窓口の充実	高齢者、障害のある人、子どもや子育て家庭に関するさまざまな相談に対して、分かりやすく、そして利用しやすくなるように、福祉サービスに対する苦情の受付とその解決に向けた支援を行う福祉総合相談窓口の利用の促進を図ります。	[健康福祉部全課]
(3) 情報提供の充実	地域包括支援センター、障害者地域自立生活支援センター、障害者就労支援センター、精神障害者地域活動支援センター、子ども家庭支援センターなど専門性をいかした各相談窓口の充実を図るとともに、社会福祉協議会や福祉サービス事業者などの相談活動との連携を強化し、相談体制のネットワークの確立に努めます。	[健康福祉部全課]
(4) 相談員の資質向上のための支援	市職員及び民生・児童委員をはじめとする相談員を対象とした研修会を実施する等、その資質の向上を支援します。	[健康福祉部全課]
(5) わかりやすい情報提供の推進	声の広報の発行、また、音声コード、活字文書読上げ装置等のメディアを活用し、アクセシビリティに配慮したホームページの作成、各種のパンフレットなど多様な媒体によって、利用者の立場に立った福祉などに関するわかりやすい情報を提供していきます。	[秘書広報課] [健康福祉部全課]
(6) 保健福祉総合センターを活用したサービスの提供	高齢者、障害のある人及び子育て家庭に関する福祉の総合的な連携の拠点である保健福祉総合センター（市民総合センター内）を活用して、地域住民一人ひとりの必要に対応したサービスの提供を図ります。	[高齢福祉課] [障害福祉課] [子育て支援課] [子ども育成課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
新規	市民なやみごと相談窓口の設置	未設置	設置	地域福祉課
	(内容) 日常生活における多様な市民の相談に、積極的かつ総合的に対応できる「市民なやみごと相談窓口」を設置し、市民の抱える課題の解決の支援を行います。			



市民（地域住民）にできることの検討

- ボランティア、ピアカウンセラーとして、さまざまな相談活動に参加する。
- 地域の中で民生・児童委員などの相談員との連携に努める。
- 自治会の回覧板を活用するなどし、お互いの顔の見えるような情報提供を心がける。
- 朗読、翻訳、通訳などのサークル活動に参加するなど、障害のある人などへの情報提供を手助けする。
- 保健福祉総合センターで提供されているサービスを上手に利用し、住み慣れた地域での自立生活に役立てる。
- 各種団体の活動の場、活動拠点として、保健福祉総合センターを有効に活用してみる。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 相談体制のネットワーク化への協力に努める。

4 保健・医療等の推進



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 成人保健事業の推進	市民が生活習慣病などを予防して健康に過ごせるよう、成人を対象としたがん検診や健康診査などの保健事業について、今後とも推進していきます。	[健康推進課]
(2) 母子保健事業の推進	母親と乳幼児が健康に過ごせるよう、母子を対象としたさまざまな健康診査や健康相談などの保健事業について、今後とも充実していきます。	[健康推進課]
(3) 予防衛生事業の推進	市民が健康に過ごせるよう、予防接種や結核検診などの予防衛生事業について、今後とも充実していきます。 予防接種情報システム「あんしん子育て予防接種ナビ」を活用してもらい、安全確実に接種をしていただくよう努めます。	[健康推進課]
(4) 休日・休日準夜における急患診療の推進	日曜日、祝日等の休日や休日準夜（午後9時まで）における急病患者の診療について、今後とも実施します。	[健康推進課]
(5) 特定健康診査等の推進	40歳以上の国民健康保険及び75歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象として、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの予防・改善等を目的とする特定健康診査について、今後とも推進します。	[保険年金課] [健康推進課]
(6) 特定保健指導の推進	特定健康診査の受診結果に基づきメタボリックシンドローム及び予備軍の該当者に対しては、保健師や管理栄養士による食事や運動などについての指導・助言を今後とも実施します。	[保険年金課] [健康推進課]
(7) 調整機能の充実	高齢者、障害のある人、子育て家庭などからの福祉ニーズを把握して早期に福祉サービス事業者へ情報提供できる仕組みを確立するため、保健・医療・福祉の担当者の連絡会議を設置するなど、相互の事業内容を把握し理解を深めるよう努めます。	[高齢福祉課] [障害福祉課] [子育て支援課] [子ども育成課] [健康推進課]

(8) 市民健康づくり推進協議会	健康づくりに関するさまざまな施策を検討する場として、今後も継続的に市民健康づくり推進協議会を開催し、協議します。	[健康推進課]
(9) 健康づくりの普及・啓発	全ての市民に健康づくりの意識を定着させるため、今後とも健康教室を開催するほか、健康に関するイベントを実施して、健康づくりの普及・啓発を行います。	[健康推進課]
(10) 食育の取組	家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。また、市と市民が一体となった食育活動を推進するため、食育推進ネットワークの充実を図ります。	[健康推進課]
(11) 自殺防止対策の取組	地域社会の問題でもある自殺の予防対策として、地域や職場などで相手の心身不調のサインに気づき、専門機関による相談等につなぐ役割を担うゲートキーパーの養成を促進します。	[健康推進課]
(12) 保健・福祉総合システムの整備と活用	保健・福祉総合システムの充実に努め、個人情報保護に細心の注意を払いながら、効果的な保健・福祉サービスの提供の実現を図ります。	[健康福祉部全課] [文書情報課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	各種がん検診の実施	7,823人	8,000人	健康推進課
	(内容) 各種がん検診を行い、がんの早期発見に努めます。			
充実	乳幼児・産婦健康診査の実施	91%	100%	健康推進課
	(内容) 各種健康診査を行い、乳幼児の健全育成等に努めます。			

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	予防接種・結核検診の実施	22,969人	24,000人	健康推進課
	(内容) 予防接種や結核検診を実施し、市民の健康を守ります。			
充実	特定健康診査の実施	(受診率) 46.9%	(受診率) 60%	保険年金課 健康推進課
	(内容) 生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防・改善することを目的とした健康診査を行います。			
充実	特定保健指導の実施	(実施率) 17.2%	(実施率) 60%	保険年金課 健康推進課
	(内容) メタボリックシンドローム等の該当者に対して、食事や運動などについて、保健師や管理栄養士による指導・助言を行います。			
充実	ヘルシースリム教室の利用促進	30人	60人	健康推進課
	(内容) メタボリックシンドロームの予防を目的に生活習慣の改善のヒントを伝える健康教室の利用を促進し、参加者を増やします。			
充実	骨粗しょう症予防教室の利用促進	55人	60人	健康推進課
	(内容) 骨粗しょう症の正しい知識を身に付け、日常生活の工夫を図る健康教室の利用を促進し、参加者を増やします。			
新規	ゲートキーパーの養成数	94人	280人	健康推進課
	(内容) 自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、見守り、支援するゲートキーパー（市職員）を養成し、自殺者等の防止に取組みます。			



市民（地域住民）にできることの検討

- 健康診査、がん検診や人間ドックなどを積極的に受診し、自分の健康状態を自分でチェックする。
- 市が公募する委員会等に積極的に参加する。
- 健康づくりに積極的に取り組んで疾病予防・介護予防につなげ、健康寿命を可能な限り伸ばす。



市内の事業者(所)にできることの検討

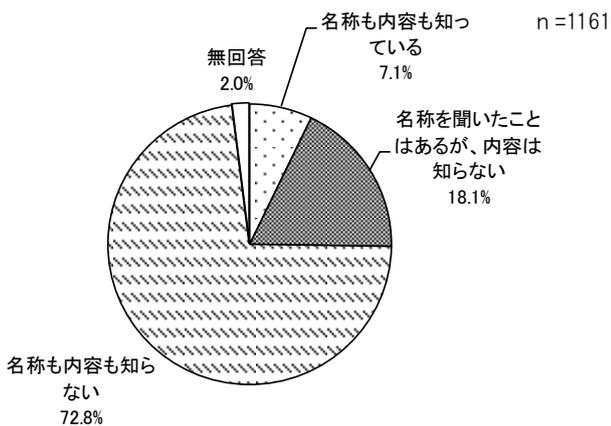
- 職場での定期健康診断の実施に努める。
- 市などの行政機関等との情報交換、連携に努める。
- 市などの行政機関等と連携し、市民の健康づくりに協力する。

第3節 安心・安全なまちづくり

■現況

住みなれた地域でいつまでも安全・安心に暮らしていくためには、防犯・防災対策の実施だけではなく、公共施設等のバリアフリー化の促進等の福祉に配慮したまちづくりが必要となっています。

【災害時要援護者名簿登録について】



市民への調査によると、地区の中で安心して暮らしていくために地区組織等に期待する活動内容については、災害が起きた時の対応が最も多い回答となっている一方で、災害時要援護者名簿登録制度の認知度は1割を下回っています。

そのため、誰もが安心して地域で生活を送ることができるように、避難行動要支援者に対する方策を整備することが喫緊の課題となっています。

(参照：「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書 平成27年3月」より)

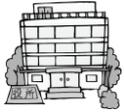
○めざす地域のすがた

- 1 バリアフリー化・ユニバーサルデザインが実現し、外出支援が整っていて、住民の誰もが安心・快適に外出することができるまち

- 2 災害や急病等の緊急時に、支援が必要な人が地域住民から適切な援助を受けられ、安心して生活することができるまち

- 3 判断能力が十分でない人が必要に応じて成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を適切に利用し、住み慣れた地域の中で安心・快適に暮らしていけるまち

1 福祉のまちづくりの推進



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の形成	「東京都福祉のまちづくり条例」及び「武蔵村山市まちづくり基本方針」などに基づいて、公共的建築物や道路・公園などの公共施設等についてのバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、障害のあるなしや年齢等に関わらず、だれもが安心して生活できるような環境の形成を図ります。	[都市計画課] [道路下水道課] [環境課] [施設課]
(2) 公共交通機関の整備とバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進	市民の足として重要な公共交通である多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸について、引き続き東京都に要請していきます。 また、市民がバスを便利に利用できるよう、市内循環バスへのノンステップバスの導入を進めていきます。 さらに、交通不便地域への対応として、市内循環バスを補完する新たな公共交通である乗合タクシーの更なる活用を図っていきます。	[都市計画課]
(3) 放置自転車対策等の推進	放置自転車クリーンキャンペーンや違反広告物撤去協力員制度を実施し、放置自転車や立て看板等をなくし、だれもが通行しやすくなるよう努めます。	[道路下水道課]
(4) 外出を支援する仕組みの充実	高齢者や障害のある人等だれもが外出しやすいよう、外出支援ボランティアの育成や組織づくりへの支援に努めます。	[協働推進課] [健康福祉部全課]
(5) 都営村山団地の整備の促進	都営村山団地再生計画に基づき、高齢者や障害のある人に配慮した住宅となるよう、エレベーターやスロープ等施設面の整備の促進について、引き続き東京都に要請していきます。	[都市計画課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	ノンステップバスの導入促進	6台	11台	都市計画課
	(内容) 市内循環バスへのノンステップバス導入を促進し、バリアフリー化を行います。			



市民（地域住民）にできることの検討

- 地域住民の視点からバリアフリーなどに関する点検・評価をする。
- 外出支援ボランティア活動に参加すること。また、周りの人にも参加を呼びかける。
- 障害のある人が自由に行き来できるよう、自転車は決められた場所に置く。
- 視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車等を置くのをやめる。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 所有施設・設備のバリアフリー化に努める。
- スロープを設置するなど、高齢者や障害のある人が利用しやすい店づくりに努める。

2 安全・安心のまちづくりの推進



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 情報提供サービスの推進	電子メールで犯罪・災害・市政情報を配信する情報提供サービスについて、登録者数（犯罪情報、災害情報、市政情報）をの増加促進及び即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。	[秘書広報課]
(2) 参加・体験型交通安全教育の実施	自転車の正しい乗り方について指導する自転車運転者講習会や、中学校での体験型交通安全教室（スケアード・ストレイト）の開催により、交通安全意識の啓発に努めます。また、市内における夏期交通防犯映画会を継続し、正しい知識の普及・啓発に努めます。	[防災安全課]
(3) 自主防犯組織の育成支援	安全・安心のまちづくりを推進するため、自治会等を母体とした自主防犯組織に対し、防犯パトロール資器材等を助成するなど、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行い、地域における防犯対策の強化を図ります。	[防災安全課]
(4) 自主防災組織の育成支援	「自分たちのまちは自分たちで守る。」という共助意識の醸成や災害時における市民（地域住民）・事業者（所）・市が一体となった地域ぐるみでの防災行動力を向上させるため、災害対策用資器材等の助成を強化するなど、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。	[防災安全課]
(5) 避難行動要支援者対策の推進	平成27年3月に策定した避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）に基づき、個別計画を策定していきます。関係組織との協力体制を整え、避難行動要支援者一人一人の個別計画を策定することで、緊急時等の安全・迅速な支援を推進します。また、制度の内容について広く認知していただけるよう、引き続き広報活動も行っていきます。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [防災安全課]
(6) 地域の見守り活動の推進	自治会圏域等の身近な地域で、一人暮らしや認知症の高齢者の見守りが必要な市民に、定期的な声掛けや見守りなどの“地域の見守り活動”を住民や民生・児童委員、ボランティア等と連携・協働のもと推進します。今後さらに、身近な地域で活動をしている組織・団体等がネットワーク化を図り、実情に即した活動となるよう支援します。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [協働推進課]

(7) 市民に対する犯罪被害の防止を推進	<p>市民、特に高齢者や障害のある人など、詐欺・窃盗、消費者トラブル等の被害から守るため、引き続き情報提供・啓発活動に努めます。</p> <p>また、トラブル解決のための適切な助言、消費者相談の充実を図ります。</p>	<p>[高齢福祉課] [障害福祉課] [協働推進課]</p>
----------------------	---	--

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	<p>情報提供サービス登録者数 (犯罪情報、災害情報、市政情報)</p>	延べ3,439人	延べ6,000人	秘書広報課
	<p>(内容)</p> <p>電子メールで犯罪、災害、市政情報を配信する情報提供サービスについて、とともに、サービスの即時性の向上に努め、配信内容を充実させるとともに、登録者数の増加を促進し、安全・安心の情報を拡大します。</p>			
充実	<p>自転車運転者講習会の実施</p>	15回	18回	防災安全課
	<p>(内容)</p> <p>自転車の正しい乗り方が学べる講習会を開き、交通安全意識を啓発します。</p>			
充実	<p>自主防犯組織の結成促進と育成支援</p>	12団体	20団体	防災安全課
	<p>(内容)</p> <p>自主防犯組織の結成を促し、育成を支援します。</p>			
充実	<p>自主防災組織の結成促進と育成支援</p>	29団体	33団体	防災安全課
	<p>(内容)</p> <p>自主防災組織の結成を促し、育成を支援します。</p>			
新規	<p>避難行動要支援者個別計画の策定</p>	—	1,100人	地域福祉課
	<p>(内容)</p> <p>災害時に自ら避難することが困難な方への支援を実効性のあるものにするために平成27年3月に策定した全体計画に基づき、個別計画を策定します。</p>			

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
新規	避難支援等関係者会議の設置	未設置	設置	地域福祉課
	(内容) 避難行動要支援者の支援者の協議など、個別計画策定に向けた会議を地域に設置し、災害時などのいざという時の支援体制、地域のつながりを形成します。			



市民（地域住民）にできることの検討

- 道路や歩道への自転車等の放置をやめること。また、高齢者や障害のある人などの通行に配慮し、やさしい運転マナーに努める。
- 交通安全教室などに積極的に参加するよう努め、安全・安心のまちづくりの意識を高める。
- 自主防災組織などが行う防災訓練に参加する。
- 自治会、老人クラブや子ども会など、さまざまな地域活動に積極的に参加する。
- 自治会を中心に一人暮らしの高齢者や障害のある人などの見守り、話し相手、声かけ、ごみ出しの手伝い等を積極的に行う。
- 地域で手軽に取り組める活動にも参加する。
- 高齢者見守りネットワーク事業の地域見守り協力員となって地域の高齢者の見守りを行う。
- 地域ぐるみで積極的に挨拶・声かけを励行する。
- 高齢者の散歩の機会などを活用し、住民自身による地域パトロール活動を行うよう心がける。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 市などの行政機関等と災害時の連携・協力を努める。
- 不審者に関する情報等の提供に努める。
- 緊急時には、市などの行政機関等と連携し、要配慮者の支援に協力する。

【コラム】

■避難行動要支援者対策について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の割合は約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍でした。（『平成26年度版消防白書』より）

このことを踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が行われるよう平成25年8月に従来の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に改定しました。

※避難行動要支援者とは、高齢者や障害をお持ちの方で、災害発生時に自力で避難することが難しく、周りの人の支援を必要とする人のことを言います。

市では、国の方針を受け、避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）及び避難行動要支援者名簿を作成しました。今後、個人情報保護に留意しながら消防署や自治会、民生・児童委員協議会などの関係組織との協力体制を整え、避難行動要支援者一人一人の個別計画を策定していきます。また、名簿に関しては定期的な訪問等を通して見直し、更新を行います。

災害時、あなたの支援を必要としている人がいます！

武蔵村山市には、高齢者や障害をお持ちの方で、災害時に支援を必要としている方が、平成27年4月時点で約2300人います。

いざという時、これら避難行動要支援者を守るには地域の皆様の支援が不可欠です。

あなたの近くで支援を必要としている方のために、是非、あなたの力を御貸してください。

避難行動要支援者に関することは

地域福祉課 避難行動要支援者計画担当へ

TEL 042-565-1111（内線201）

3 支援のための制度の周知等



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 成年後見制度の周知	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行います。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課]
(2) 権利擁護センター（仮称）の設置	成年後見制度の専門相談及び判断能力の不十分な人の福祉サービスの利用援助を行う「権利擁護センター（仮称）」の機能を持った窓口を設置し、利用の促進を図ります。	[地域福祉課]
(3) 権利行使の支援	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などが地域で安心して生活を送れるよう福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の周知に努め、利用の促進を図ります。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課]
(4) 虐待防止ネットワークの充実	子どもへの虐待増加に対応するため、子ども家庭支援センターが主体となる要保護児童対策地域協議会などの虐待防止ネットワーク事業の推進・充実や相談体制強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。また、高齢者や、障害のある人に対する虐待を防止するために、地域包括支援センター及び障害者地域自立生活支援センターと協力して、自宅訪問を行うなど、虐待の早期発見・防止に努めます。	[高齢福祉課] [障害福祉課] [子育て支援課]
(5) 配偶者等からの暴力の防止等による被害者への支援等	配偶者等からの暴力の実態等に関する市民等の理解を深めるため、DV相談窓口周知カードやパンフレットを作成するとともに、市報やホームページなど多様な手段や機会を通して、情報の提供と早期相談の促進に努めます。 また、相談や関係窓口で対応する職員がそれぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。	[協働推進課] [子育て支援課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
新規	権利擁護センター（仮称）機能の設置	未設置	設置	地域福祉課
	（内容） 成年後見制度に関する専門的な相談や、福祉サービスの利用に関する相談と苦情対応などを行う権利擁護センター（仮称）の機能を持った窓口を設置し、利用の促進を図ります。			
新規	DVに関する庁内連携組織の設置	未設置	設置	子育て支援課
	（内容） 相談や関係窓口で対応する職員が、それぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。			



市民（地域住民）にできることの検討

- 一人ひとりが権利擁護の意識を高める。
- 権利擁護のための各事業や制度の理解に努め、必要に応じて利用するよう心がける。
- あらゆる虐待を認識したときや疑いのある場合は対応機関に通報し、その義務についても周知する。



市内の事業者（所）にできることの検討

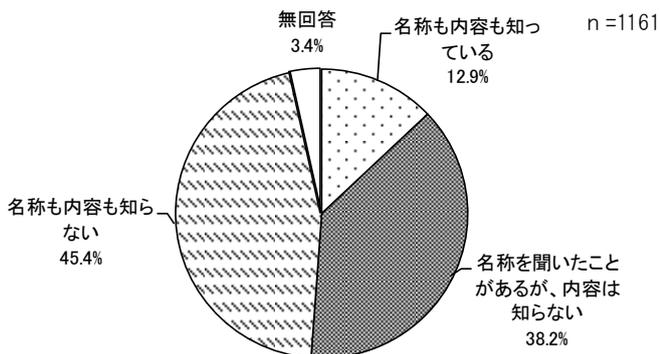
- 市などの行政機関等と連携し、判断能力の不十分な人の権利擁護に努める。
- 積極的な施設見学等オープンな施設とするとともに、地域との交流を推進し、虐待等の抑制となる環境づくりを図る。

第4節 自立を促進するまちづくり

■現況

地域の誰もが働くことのできる環境づくりを進めるためには、関係機関と連携して各種の相談に対応しながら、就労の支援や自立促進を図っていくことが必要となっています。

【生活困窮者自立支援制度の認知状況】



市民への調査によると、日常生活の中で日ごろ困っていること、悩みを感じていることについては、将来の生活についての不安が最も多い回答となっている一方で、生活困窮者自立支援制度の認知度は、2割を下回っています。

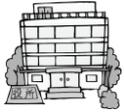
そのため、生活困窮者の把握に努めるとともに、市民のなやみごとに対する相談体制の強化及び就労等を支援することが課題となっています。

(参照：「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書 平成27年3月」より)

○めざす地域のすがた

- 1 様々な年齢や立場の人すべてが、身近な地域で就労することができるまち
- 2 生活保護制度の適正な運用が図られ、生活に困窮した人が経済的な不安を解消し、医療・介護サービスをより安心して受けることができるまち
- 3 関係機関が連携し、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援が図られ、生活に困窮した人を支え、自立を促進するまち

1 就労の場の確保



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 就労の場の確保	<p>市の窓口を設置し市内関係機関できめ細やかな相談を継続するとともに、訓練機関とのパイプを持ち就労に向けた相談、情報提供を実施しているシルバーワークプラザ、ハローワーク、財団法人東京しごと財団、障害者就労支援センターなどと緊密に連携し就労の場の確保に努めます。</p> <p>さらに、シルバー人材センター活動の充実を図りながら、高齢者や障害のある人の雇用拡大のための支援を行います。</p>	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [子育て支援課] [子ども育成課] [生活福祉課]
(2) 働くことができる環境づくり	<p>高齢者、障害のある人、ひとり親家庭の母親など、地域のだれもが働くことができる環境づくりを進めます。</p>	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [子育て支援課] [子ども育成課] [生活福祉課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	就労移行支援利用者数	16人/年	18人以上/年	障害福祉課
	(内容) 障害者就労支援センター等により、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安定して働き続けることができよう就労面と生活面の支援を行い、自立と社会参加の促進を図ります。			
充実	母子自立支援・婦人相談員の設置	2人	3人	子育て支援課
	(内容) ひとり親家庭に対する相談とその自立に必要な情報提供及び指導並びに職業能力の向上及び求職活動を支援する母子自立支援員を増員します。			



市民（地域住民）にできることの検討

- 自分の住んでいる地域や身近に働くことができず困っている人がいたら、相談窓口や就労の場等、情報収集を図るとともにそれぞれが可能な範囲で本人や周囲の関係者に情報提供する。
- 積極的に対応する機関に相談する等、自立促進を支援することで、誰もが住みやすい環境に努める。



市内の事業者（所）にできることの検討

- 高齢者や障害のある人を積極的に雇用するよう努める。

2 生活保護受給者への日常生活等支援



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 給付制度の適正な運用	地区担当員（ケースワーカー）の訪問活動等によって生活保護世帯の生活実態を把握し、その実情に応じた生活保護費の適正な給付に努めます。	[生活福祉課]
(2) 医療扶助の抑制	後発医薬品の使用促進、社会的入院者の退院促進等を実施して、生活保護費に占める医療扶助の抑制を図ります。	[生活福祉課]
(3) 生活の相談・指導の実施	生活保護世帯の自立を支援、促進するため、関係機関との協力による各種相談に対応できる体制を充実させ、適切な相談・指導を継続的に実施します。	[生活福祉課]
(4) 就労の促進	生活保護被保護者就労支援促進事業により、就労支援員を配置し、ハローワークとの連携を強化して、就労の促進に努めます。	[生活福祉課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	就労支援	(その他世帯率) 14.9%	(その他世帯率) 10.0%	生活福祉課
	(内容) 生活保護世帯のうち、主に失業による保護を開始した18歳から65歳までの稼働能力のある者を含む世帯については、その働ける者の就職を支援することにより保護脱却の可能性が高く、就労可能な生活保護受給者に対する就労支援を積極的に行い、その他世帯（働いている者がいる世帯の割合）の割合の減少に努めます。			



市民（地域住民）にできることの検討

- 見守りを必要とする人たちへの共助に努める



市内の事業者(所)にできることの検討

- 生活保護受給者に対する就労支援・生活支援等について、行政機関等との情報連携に努める。

3 生活困窮者への自立支援



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 自立に向けた相談支援	<p>生活困窮者の様々な相談に一元的に対応し、的確な評価・分析に基づいた自立支援計画を策定する等して、関係機関との調整等を行い生活困窮者の自立を支援します。</p> <p>また、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に対して、家計再生の計画等を作成することにより、状況を「見える化」することで、家計管理の意欲を引き出します。</p>	[地域福祉課]
(2) 自立に向けた就労等支援	<p>就労支援員による就労意欲の喚起、キャリアコンサルティング業務、履歴書の作成指導等、就労に向けた支援を実施します。</p> <p>また、ハローワーク等での就労に向けた活動をすること等を条件に、住居確保給付金を支給する等、生活困窮者の自立を支援します。</p>	[地域福祉課]
(3) 一般就労に向けた支援	<p>就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して行う就労準備支援事業を事業者に委託して実施します。</p> <p>また、就労準備支援事業利用以降も就労することが困難な場合は、支援を実施する事業者をあっせんすることにより、引き続き就労を支援します。</p>	[地域福祉課]
(4) 進学支援	<p>中学3年生・高校3年生を対象として、塾費用や受験料の無利子貸付けを行うチャレンジ支援貸付事業を継続的に実施し、生活困窮の家庭を支援します。</p>	[地域福祉課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
新規	市民なやみごと相談窓口の充実【再掲】	未設置	設置	地域福祉課
	(内容) 生活困窮者を含めた多様な市民の相談に、積極的かつ総合的に対応できる「市民なやみごと相談窓口」において、市民の抱える課題の解決の支援を行います。			



市民（地域住民）にできることの検討

- 身近な地域に、生活困窮者もしくはその条件に近い存在に気付いた時、その世帯への制度の周知や関係機関への情報提供により、地域の連携を深め助け合うこと。



市内の事業者(所)にできることの検討

- ハローワークなどから情報を収集し、国などの制度を理解して積極的に雇用するよう努める。

第 5 回地域福祉計画策定懇談会の日程について

平成 2 7 年 9 月

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15 ①AM	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

第 1 候補日 9 月 1 5 日 午前 1 0 時から 4 0 1 大集会室

地域福祉計画の素案（第4章）へのご意見

項 目	懇談会委員からの意見（要旨）	市の考え方	参照ページ
第4章 基本計画 第1節	○ 「みんなが参加しているまちづくり」よりは、意気込みを表す意味でも、「みんなが参加してつくる福祉のまちづくり」にしてはどうか。	● いただいたご意見を参考に、修正したいと考えております。	15
第4章 基本計画 第1節 ■現況	○ 「公助、共助、自助」だけではなく、最近では「近助」という考え方もありますが、計画に反映してみてもどうか。	● 現況の説明文に「近助」を追加し、18ページにコラムを追加しております。 ※コラムの内容は、修正を図りましたので、別紙をご参照ください。	15 18
第4章 基本計画 第1節 3活動団体間のネットワークづくりの推進 【主な事業目標】 市民活動見本市（仮称）の開催	○ 市民活動見本市（仮称）については、実施内容が不明確なので、具体的な内容を記載して欲しい。	● 現在、協働推進課と調整中ですが、事業の具体的な内容を盛り込む方向で修正したいと考えております。 (事業の具体内容) 市民活動見本市とは、地域の人、商店街の人、NPOや自治会等が出会い、語り合い、分かり合うことによって、市民活動団体同士が連携を図り、その活動をPRする場を設け、市民活動への理解を深める機会を提供するもの。	21

項 目	懇談会委員からの意見（要旨）	市の考え方	参照ページ
第4章 基本計画 第2節 1 福祉教育の推進と担 い手の育成 【主な取組】 (1) 福祉教育・福祉 学習の推進	○ 副籍制度については、今後より一層の充実 を図っていく必要があることから、コラムな どで掲載できないか。	● 25ページに副籍制度のコラムを追加して おります。	24 25
第4章 基本計画 第2節 1 福祉教育の推進と担 い手の育成 【主な取組】 (2) 交流教育の推進	○ 施設や学校等への訪問する人が誰なのか、 主語がないので分かりづらい。	● 主語を明記するよう修正を図ります。 「市内小・中学校の児童・生徒」が、…(略)	24
第4章 基本計画 第2節 1 福祉サービス充実の 基盤づくり 【主な事業目標】 生活支援コーディネ ーター	○ 市としてのコーディネーターの在り方につ いて、所管課はどのようにとらえているの か。	● 今年度10月に新規で、地域包括支援セン ターに「生活支援コーディネーター」を1人 配置する予定です。 また、一方で地域全体の相談役である「地 域福祉コーディネーター」の役割も非常に重 要であることから、社協や関係機関と調整 し、今後の在り方について検討していく必要 性があると考えております。	28

項 目	懇談会委員からの意見（要旨）	市の考え方	参照ページ
第4章 基本計画 第2節 3相談体制・情報提供の充実 【主な取組】 (5) わかりやすい情報提供の推進	○ 内容の2行目に <u>アクセシビリティ</u> とあるが、解説が必要ではないか。	● 資料編の用語の説明欄で対応を図ります。	30
第4章 基本計画 第2節 3相談体制・情報提供の充実 (市民にできることの検討)	○ 1行目に <u>ピアカウンセラー</u> とあるが、解説が必要ではないか。	● 資料編の用語の説明欄で対応を図ります。	31
第4章 基本計画 第3節 2安全・安心のまちづくりの推進 【コラム】	○ 真ん中の「※避難行動要支援者とは、高齢者や <u>障害をお持ちの方</u> で…」を「※避難行動要支援者とは、高齢者や <u>障害のある人</u> で…」に修正してほしい。 ○ 最後の2行は、チラシ的なPRの表現になっているので、コラムとしての説明文に修正してほしい。	● いただいたご意見を参考に、修正したいと考えております。	42

項 目	懇談会委員からの意見（要旨）	市の考え方	参照ページ
第4章 基本計画 第4節 1 就労の場の確保 【主な事業目標】 母子自立支援・婦人 相談員の設置	○ 事業名の「母子自立支援・ <u>婦人相談員</u> の設置」を「母子自立支援・ <u>女性相談員</u> の設置」に修正してほしい。	● いただいたご意見を参考に、修正したいと考えております。	46
第4章 基本計画 第4節 1 就労の場の確保 （市内の事業者にできることの検討）	○ 「高齢者や障害のある人」を「高齢者、障害のある人、 <u>ひとり親家庭の母親</u> 」に修正してほしい。	● いただいたご意見を参考に、修正したいと考えております。	47
第4章 基本計画	○ 障害者差別解消法の施行に伴う所管課の取組内容について本計画への記載を検討してほしい。	● 今年度の部局マニフェストでも公表しておりますが、平成28年4月1日から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されることに伴い、市の職員が適切に対応できるよう、職員対応要領を制定することとしていますので、本計画に記載する考えであります。 現在、障害福祉課と調整中ですので、次回内容についてお示しする予定です。	未定